

学校感染症について

種別	病名	出席停止期間 (以下の基準に基づき、主治医が判断する)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性 性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス、中東 呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定 鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染 症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザをのぞく)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した 後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 溶連菌感染症、手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	病状により学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認められるまで

※発症後・解熱後の日数を数える際は、発症日・解熱日を0日として数えます。